

学校事務 第 14 号
平成 21 年 6 月 30 日
第 1 支部 共同実施
担当 美和中学校 校区

共同実施だより

☆ **期末勤勉手当（6月30日支給）のお知らせ** ☆

支給額は (手当基礎額) × 期末率または勤勉率 × 期間率 という計算で算出します。

手当基礎額 = 給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額 + 扶養手当 + 地域手当 + 職務加算

↑ 扶養手当は期末のみ基礎額に含める

☆ 支給割合が合計 0.2 月分暫定的に引き下げられました。

期末率 140/100 → 125/100 勤勉率 75/100 → 70/100



もっとあげて！

旅行における発着地の取扱いが変わります。

所属や居住地よりも交通費が低廉であれば「職員の実家等」が発着地として認められることになりました。これに伴い、旅行命令（依頼）簿の様式が変更となります。

発着地とする例

- ① 職員の実家（職員の実家に限る）に一時滞在している場合
- ② 配偶者と離れて居住している職員が、配偶者が居住する住宅に一時滞在している場合
- ③ 通勤のために家族と離れて居住している職員が、家族と居住する住宅に一時滞在している場合
- ④ 現在居住するものがない住宅の管理のため、その住宅に一時滞在している場合

* **留意点** 旅行の発着地の基本は所属です。

それ以外を発着地とするときは公務上の理由が必要です。

* **旅行命令（依頼）簿への記載**

- ・ 居住地等発着欄へのチェック
- ・ 理由欄の記載
- ・ 経路欄実家等の種類を記入
- ・ 備考欄に実家等の住所を記入

平成 21 年 7 月 1 日以降の旅行から適用となります。

静岡県教職員の介護のための退職者の再採用ができるようになりました

趣旨 親族等を介護するために退職した職員が、再び教諭等に採用されることを希望する場合の取り扱いを定めました。

対象者 退職をするときに再任用を希望し、その旨を届け出た者で、次の者は除く

- ① 再任用職員並びに再任用短時間勤務職員
- ② 臨時的任用または非常勤の者
- ③ 定年に達している者

親族等の範囲：配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他人事委員会規則で定める者

退職から採用までの期間：退職の日から2年を経過した年度の年度末まで

選考試験：再採用にあたっては選考試験として面接試験を実施する

※ さらに詳しく知りたい方は、事務職員までお尋ねください。

※ 共済組合主催の介護講座も夏季休業中に開催されます。

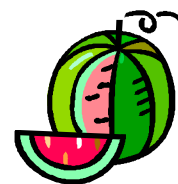


☆ 諸手当認定要件の再確認について ☆



扶養・通勤・住居手当実状（確認）届の書類提出を例年行っています。今年度も8月1日現在で確認をお願いする予定です。手当の誤支給や支給漏れを防ぐ大事な確認事務となりますので、ご協力をお願いします。

手当の内容の変更だけでなく、配偶者のパート収入や大学生、高校生でアルバイトをしているお子さんの収入については少ない金額でも必ず申し出をお願いします。また、在学証明書等を提出する被扶養者が遠距離に居住している場合には、早めに連絡をとっておくことをおすすめします。必要書類については事務職員から配付される用紙を良くお読み下さい。



平成 21 年度健康増進・宿泊施設利用券の利用施設の追加

ホテルライフオーソ札幌	札幌市中央区南 10 条西 1	Tel.011-521-5211
福岡リーセントホテル	福岡市東区箱崎 2-52-1	Tel.092-641-7741
小倉リーセントホテル	北九州市小倉北区大門 1-1-17	Tel.093-581-5673
水前寺共済会館グレースシア	熊本市水前寺 1-33-18	Tel.096-383-1281
ホテルウェルビューかごしま	鹿児島市与次郎 2-4-25	Tel.099-206-3838

*** 平成 21 年 6 月 1 日から利用開始です。

富士山静岡空港も開港しました。夏休みのおでかけに施設をご利用ください***